

財 関 第 1 0 4 4 号
令 和 2 年 12 月 1 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 田 島 淳 志

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、令和2年12月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる
ように改める。

第2 輸入肥料の通関の際における取扱いについて（昭和59年3月17日関第252号）の一部を次のように改正する。

別紙2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる
ように改める。